

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋1-10-1六川ビル4階

TEL03-3264-6881 FAX03-3264-6882

発行日:2013年1月11日

給与額増で法人税減税か？

2013年度の税制改正で、企業が給与を引き上げた時に、法人税を減税するとう案が出ています。

案としては、給与の支払総額の増加分に見合う一定割合を減税するという考えのようです。

現在は雇用者数の増加に対する減税制度はあります。これは雇用促進税制というもので、あらかじめ「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

この制度は、事業年度中に雇用者数を5人以上（中小企業2人以上）かつ10%以上増加させること等が要件になっています。

そして、雇用者数の増加1人あたり20万円の税額控除を受けることができます。

この制度は26年3月31日までの期間内に始まる各事業年度が対象になります。

例えば12月決算の企業なら25年1月から始まる事業年度と

26年1月から始まる事業年度が対象になります。

3月決算の企業の場合、25年4月から始まる事業年度のみ（つまり次期のみ）が対象になります。

ただ、今後変更される可能性もありまので、税制改正に注目です。

次にそれほど多くの企業が対象になるとは言えませんが、税制優遇制度をご紹介します。

次世代育成支援対策推進法の認定を受けた企業に対して優遇しようというものです。

最近の流れですが、仕事と子育ての両立を促そうというものです。

認定を受けるためには、一般事業主行動計画を策定し、計画の達成及び一定の要件を満たす必要があります。

この制度の優遇とは、取得・新築・増改築した建物等について普通償却限度額の

32%の割増償却が出来るというものです。

最後に障害者を多く雇用する企業向けの税制優遇制度をご紹介します。

この制度を利用できる企業の要件は、次のいずれかに該当することです。

①従業員数に占める障害者数の割合が50%以上

②雇用している障害者数が20人以上であり、かつ従業員数に占める障害者数の割合が25%以上

③法定雇用率1.8%を達成しており、基準雇用障害者数が20人以上であり、かつ基準雇用障害者数に占める重度障害者数の割合が50%以上

この要件に該当する企業は、機械装置、工場用建物等の普通償却限度額の24%（32%になるものもある）の割増償却が出来ます。

以上の詳細は税理士さんにご相談ください。